

## 13 自己点検・評価等に関する事項

本学は、私立大学としての自主性、自律性を重んじつつ、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

その実現のために、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証（内部質保証）することが必要であると考える。

こうした認識の下、本学としては「機関（組織）としての自己点検・評価」と本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から内部質保証システムを確立し、教育研究水準の維持・向上に努め、大学の質保証をめざす。

### 1 自己点検・評価について

内部質保証システム確立の1視点である「機関（組織）としての自己点検・評価」として、2011年度から新たに「自己点検・評価制度」を実施している。制度内容は、学内各組織が自らの判断と責任においてその諸活動について点検・評価をおこない、「自己点検・評価シート」にまとめた自己点検・評価の結果を、全学大学評価会議が学内第三者機関として評価し、その評価結果を学内各組織にフィードバックするものである。

こうした自己点検・評価活動を通じて、明らかになった課題や改善点等を踏まえ、学内各組織は自己改善を行い、教育研究をはじめとする大学諸活動の維持・向上に努めるとともに、その活動状況を社会に公表し、説明責任を果たしていく。

2012年度は、実施初年度に明らかになった制度の課題点等を踏まえて制度の改善を図り、あわせて、制度を支える「龍谷大学自己点検・評価データベースシステム」の運用を開始して、各組織における自己点検・評価活動を推進していく。

### 2 教員評価について

大学活動の中心となる教育研究活動は、個々の教員の個性、専門性、独創性などによって支えられ、意義あるものとなっている。そのため、教員は自らの意思と責任で、自身の活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に意欲的に取り組むことが必要である。

こうしたことから、本学では、内部質保証システム確立のもう1つの視点である「教員個人の諸活動に対する自己点検」として、2011年度に教員の自己評価を基本にした「教員活動自己点検」を試行的に実施した。

2012年度は「教員活動自己点検」を本格導入するとともに、制度を支え、作業の簡素化・効率化を図る学内システムの開発をおこない、教育研究活動等の維持・改善・向上に努めていく。

### 3 第三者による評価について

#### 1 認証評価機関による評価

学校教育法の改正により、2004年度からすべての国公立大学は7年に1度（専門職大学院は5年に1度）、国によって認証された第三者評価機関による評価を受けることが義務づけられている。

本学では、自己点検・評価の信頼性と妥当性を高め、教育研究活動等の質を保証し、広く社会の理解と信頼を得る上で、こうした認証評価機関による評価は重要であると認識している。

本学は、2006年度に大学基準協会による認証評価を受け、大学評価の基準に適合しているとの認定を受けた。次期の2013年度受審に向け、教育をはじめとする本学の諸活動について点検・評価をおこない、改善活動に取り組むとともに受審資料の作成を進めていく。

また、本学短期大学部においては、2010年度に大学基準協会による認証評価を受け、適合認定を受けており、次期は大学と同じく2013年度に受審することから、大学と短期大学部で相互に連携を図りながら、受審資料の作成を進めていく。

加えて、本学法科大学院においては、2009年度に大学基準協会による認証評価を受け、適合認定を受けており、その際に受けた助言等について、計画的に改善に取り組むとともに、一層の充実をめざしていく。

#### 2 格付けの取得・公表

本学校法人は学外機関による評価及び学外への情報開示の一方策として、2005年4月に株式会社格付投資情報センター（R&I）から「AA-（21段階中上位4番目）」の格付けを取得し、以降毎年度、同様の格付けを維持してきた。

格付けの有効期間は1年間であることから、2012年度においても同社による調査を受け、格付けを継続して取得することとする。

また、格付け評価を広く社会に公表することにより、本法人の学校運営にかかる健全性や積極性等をアピールし、ステークホルダーをはじめとする社会全体からの支持基盤をより強固なものとするように努める。なお、評価については、前回は維持しながら、将来的にはより高い評価が得られるよう努めるとともに、評価の内容・事由等を本学校法人及び大学の運営にフィードバックし、有効に活用していくこととする。